

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和4年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	・医療費に係る養育者の負担を軽減することを目的として、ひとり親医療費助成制度を実施している。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①医療費助成事務
③システムの名称	総合行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富良野市市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-2310)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I-5-① 部署	保健福祉部保険医療課	富良野市市民生活部市民課	事後	
平成29年4月3日	I-5-② 所属長	保健医療課長 安西義弘	市民課長 関澤博行	事後	
平成29年4月3日	I-7 請求先	富良野市保健福祉部保健医療課	富良野市市民生活部市民課	事後	
平成29年4月3日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年4月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月7日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月7日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月3日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年7月12日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1の2の項	事後	
平成30年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第14号	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第2の3の項	事後	
平成30年7月12日	I-5-② 所属長の役職名	市民課長 関澤博行	市民課長	事後	
平成30年7月12日	I-7 請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-2310)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	事後	
平成30年7月12日	I-8 連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-2310)	事後	
平成30年7月12日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成30年7月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月12日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策		改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年7月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第2の3の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第2の3の項</p>	事後	